

フェノブカルブに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）  
 についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成25年7月30日～平成25年8月28日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. コメントの概要及びそれに対する食品安全委員会の回答

| 意見・情報の概要*   | 食品安全委員会の回答                                       |
|---|--|
| <p><b>【意見1】</b></p> <p>初めまして私は食の安心安全の基準を作り、土壌改良から医食同源農法を20年掛けて、全国の農家廻り今日に至っております。32歳で癌47歳から遺伝性の糖尿をわずらい34年になりました。</p> <p>当時添加物は4から5キロ体内に取り入れて居りました。合成界面活性剤環境ホルモンの原料は石油です。これは、食べたり飲んだりつけたりするとむ危険です。農薬を天然の資材で分解します。証拠に農産物の中に残留の分析をし検出せずの分析表を付けて販売しています。そして5大栄養素も検査し激毒の硝酸態窒素の簡易な検査と糖度を測り販売しています。より完璧に近い本物を追及しています。</p> <p>これ以上にもっと良い情報がございましたら教えて下さい。</p> | <p><b>【回答1】</b></p> <p>御意見をいただき、ありがとうございました。</p> |

**【意見 2】**

資料は良く整理され分かり易い飼料です。

1. ADI 値は妥当です。

2. 当該化合物は中枢神経においてコリンエステラーゼ抑制作用があることに対し使い方によっては化学物質テロの材料の懸念をもちます。したがって、このような化学物質の取り扱いについては、特別な許可制度(?)を設け、風下まで追跡できるシステムの構築が必要なのではないかと感じたしだいです。

**【回答 2】**

1. ~ 2. について

御意見ありがとうございます。

いただいた御意見はリスク管理に係るものと考えられることから、リスク管理機関である農林水産省に伝えます。

※頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。